

日本工作機械輸入協会
EMO2023視察団
ご案内書面



参加希望集約期間 4/24 (月) ~5/22 (月)

参加希望集約期間終了後に、参加確定のご連絡をさせていただきます。
募集人数を超えてしまった場合は抽選となりますのでご了承くださいませ。

| | | |
|--------|------------------|----------------|
| 見本市コース | 2023年9月16日 (土) ~ | 9月22日 (金) 7日間 |
| 視察団コース | 2023年9月16日 (土) ~ | 9月25日 (月) 10日間 |
| | 〈方面：ドイツ〉 | |

開催期間 : 2023年9月18日 (月) ~9月23日 (土)
9:00~18:00

会場 : ハノーバー国際見本市会場

主催 : ドイツ工作機械工業会 (VDW) / ドイツメッセ株式会社

【概要】

EMOは、イタリアとドイツで交互に開催される工作機械見本市です。世界の製造業に向けて欧州工作機械工業会 (CECIMO) が主催しています。世界四大工作機械展示会のひとつとして、日本のJIMTOF、シカゴのIMTS、中国のCIMTと並び15万人を超える業界関係者に向けて金属成形および金属切削工作機械、溶接用機械、ロボット、自動化ハードウェアとソフトウェア、組立、ツール、部品、コンポーネント、アクセサリ、計測、品質管理、安全と環境保護のためのシステムなど、様々な製造ソリューションを提供しています。※2021年はミラノ開催



視察企画：日本工作機械輸入協会

旅行企画/実施：株式会社JTB ビジネスソリューション事業本部 第二事業部

【参加希望集約方法のご案内】

※参加の確定は集約期間終了後に別途ご連絡させていただきます。

JTB OASYSのサイトより参加希望の集約をさせていただきます。

ご利用にはマイページのご登録が必要となりますので、ご登録をお願いします。

【OASYS新規登録方法】

下記URL又はQRコードを読み取ってマイページのご登録をお願いいたします。

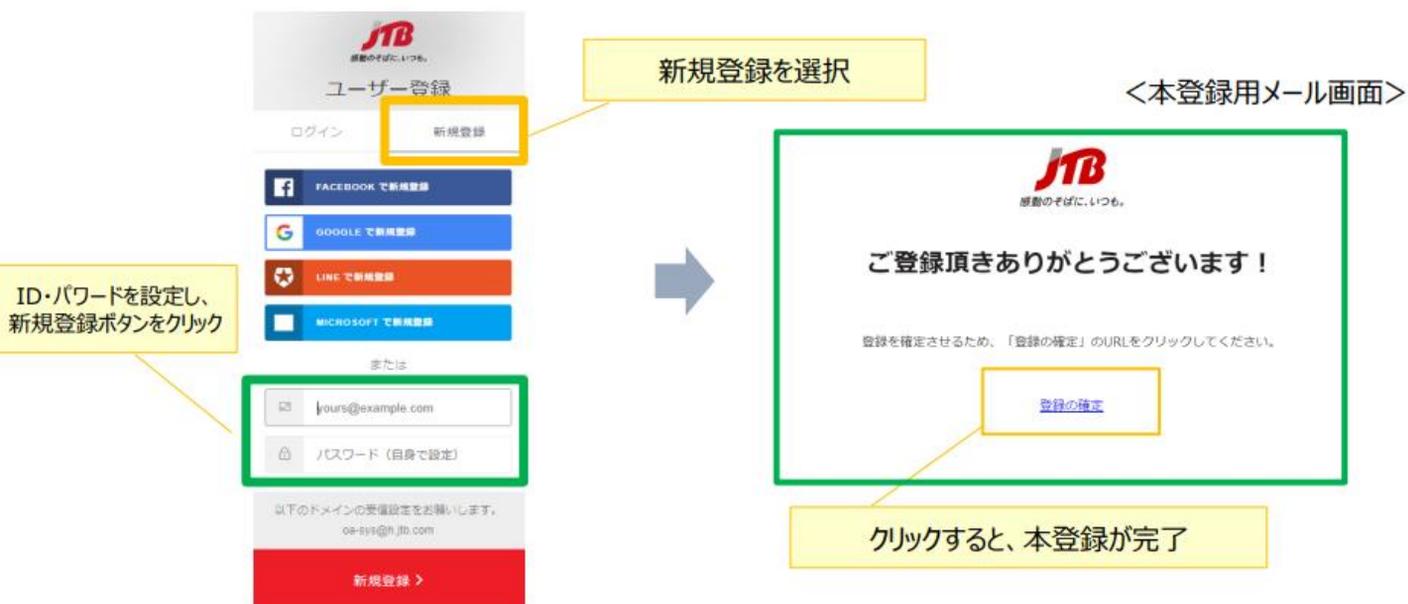
<https://www.jtb-oa-sys.com>



インターネットにて「JTB OASYS」と検索いただいても同じページにつながります。

【ご注意！】

- ①JTB申込WEBサイトへアクセスする場合は、Google Chrome、Mozilla Firefox、またはSafariをご利用ください。Internet Explorerはご利用できません
- ②メール受信設定（迷惑メール設定など）を行っている場合、【@h.jtb.com】ドメインからメールを受信できるように設定してください。



2

【OASYS 参加希望集約の登録方法】

マイページに入られましたら「MjHvPYnzYk」を検索いただき

左タブの「申し込み・変更・取消」ボタンをクリックすると参加希望集約の登録画面に移動します。

クリックして
「MjHvPYnzYk」を検索



参加申込開始日時昇順 ▾

日本工作機械輸入協会 EMO2023視察 in ハノーバー

実施期間 : 2023年9月17日(日) ~ 2023年9月25日(月)
参加申込期間 : 2023年4月17日(月) 12:00 ~ 2023年4月21日(金) 12:00
お問い合わせ先 : 0359098102

★見本市コースご案内★

| ご旅行条件 | |
|--------|-------------------------------------|
| 期間 | 9/16 (土) ~9/22 (金) 7日間 |
| 利用航空会社 | ルフトハンザドイツ航空 |
| 宿泊ホテル | Innside by Melia Wolfsburg (シングル利用) |
| 食事回数 | 朝5回・昼1回・夜2回 |
| 参加人数 | 定員20名 (最少催行人員10名) |
| 添乗員 | 添乗員もしくは現地日本語ガイドが同行いたします。 |

| 日次 | 月日 (曜) | 地名 | 現地 時間 | 交通 機関 | 行程 | 食事 |
|----|-------------|---|---|---------------------------------------|--|--|
| 1 | 9/16 (土) | 羽田空港 羽田空港発 フランクフルト 空港着 フランクフルト 空港発 ハノーファー 空港 ウォルフスブルク | 8:00 11:45 19:05 22:15 23:05 01:00 | LH717 LH058 専用車 | <p>・ご集合 羽田空港国際線ターミナル3階出発ロビー団体Zカウンターにて各自チェックイン手続き・お荷物預けの後、結団式会場へ移動</p> <p>「ザ・ロイヤルパークホテル レストラン テルウィンド」にて結団式 (国際線旅客ターミナルに併設)</p> <p>ルフトハンザドイツ航空にて、空路フランクフルト経由にてハノーファー空港へ移動 (所要時間: 約14時間25分)</p> <p style="text-align: center;">————— 時差-7時間 —————</p> <p>(乗り継ぎ) ハノーファー空港へ移動 (所要時間: 約50分)</p> <p>ホテルへ移動</p> <p>チェックイン 〈ウォルフスブルク泊〉</p> | 朝: - 昼: 機内 夕: 機内 |
| 2 | 9/17 (日) | ウォルフスブルク | 11:00 夜 | 専用車 専用車 | <p>視察先へ ★ご提案施設: Autostadt in Wolfsburg等 施設内にて昼食</p> <p>★夕食会 〈ウォルフスブルク泊〉</p> | 朝: ○ 昼: ○ 夕: ○ |
| 3 | 9/18 (月) | ウォルフスブルク ハノーファー ウォルフスブルク | 終日 | 列車 列車 | <p>ドイツ新幹線ICEにて、 ウォルフスブルク → ハノーファー (所要時間: 約1時間) ※初日は添乗員よりご案内いたします。</p> <p>【EMO視察】 (Opening Hour 9:00~18:00)</p> <p>各自ドイツ新幹線ICEにて、 ハノーファー → ウォルフスブルク 〈ウォルフスブルク泊〉</p> | 朝: ○ 昼: - 夕: - |
| 4 | 9/19 (火) | ウォルフスブルク ハノーファー ウォルフスブルク | 午前 午後 18:00 | 列車 専用車 列車 | <p>各自ドイツ新幹線ICEにて、 ウォルフスブルク → ハノーファー (所要時間: 約1時間)</p> <p>【EMO視察】 (Opening Hour 9:00~18:00)</p> <p>★夕食会</p> <p>各自ドイツ新幹線ICEにて、 ハノーファー → ウォルフスブルク 〈ウォルフスブルク泊〉</p> | 朝: ○ 昼: - 夕: ○ |
| 5 | 9/20 (水) | ウォルフスブルク ハノーファー ウォルフスブルク | 終日 | 列車 列車 | <p>各自ドイツ新幹線ICEにて、 ウォルフスブルク → ハノーファー (所要時間: 約1時間)</p> <p>【EMO視察】 (Opening Hour 9:00~18:00)</p> <p>各自ドイツ新幹線ICEにて、 ハノーファー → ウォルフスブルク 〈ウォルフスブルク泊〉</p> | 朝: ○ 昼: - 夕: - |
| 6 | 9/21 (木) | ハノーファー 空港発 フランクフルト 空港着 フランクフルト 空港発 | 07:00頃 10:45 11:40 14:15 | 専用車 LH53 LH716 | <p>チェックアウトの後、専用車にて空港へ移動。</p> <p>ルフトハンザドイツ航空にて、空路フランクフルト経由にてハノーファー空港へ移動 (機内: 約55分)</p> <p style="text-align: center;">————— 時差+7時間 —————</p> <p>(乗り継ぎ) 羽田空港へ移動 (所要時間: 約12時間35分) 〈機中泊〉</p> | 朝: ○ 朝食BOX検討 昼: 機内 夕: 機内 |
| 7 | 9/22 (金) | 羽田空港着 | 09:50 | | <p>税関手続き完了後、解散 ～お疲れ様でした～</p> | 朝: 機内 |

★視察団コースご案内★

| ご旅行条件 | |
|--------|--|
| 期間 | 9/16 (土) ~9/25 (月) 10日間 |
| 利用航空会社 | ルフトハンザドイツ航空 |
| 宿泊ホテル | Innside by Melia Wolfsburg 4泊 バート・キッシンゲン又はニュルンベルク市内ホテル 2泊 ザルツブルクエリアホテル 2泊 (全ホテルシングル利用) |
| 食事回数 | 朝8回・昼3回・夜4回※9/20 (水) の夕食は未定 |
| 参加人数 | 定員30名 (最少催行人員15名) |
| 添乗員 | 添乗員もしくは現地日本語ガイドが同行いたします。 |

| 日次 | 月日 (曜) | 地名 | 現地時間 | 交通機関 | 行程 | 食事 |
|----|----------|-----------------------------|-------|-----------------|---|--------------------|
| 1 | 9/16 (土) | 羽田空港 | 8:00 | | <ul style="list-style-type: none"> ・ご集合 羽田空港国際線ターミナル3階出発ロビー団体Zカウンターにて各自チェックイン手続き・お荷物預けの後、結団式会場へ移動 「ザ・ロイヤルパークホテル レストラン テルwind」にて結団式 (国際線旅客ターミナルに併設) | 朝：— |
| | | 羽田空港発 | 11:45 | LH717 | ルフトハンザドイツ航空にて、空路フランクフルト経由にてハノーファー空港へ移動 (所要時間：約14時間25分) | 昼：機内 |
| | | フランクフルト空港着 | 19:05 | | ————— 時差-7時間 ————— | |
| | | フランクフルト空港発 | 22:15 | LH058 | (乗り継ぎ) ハノーファー空港へ移動 (所要時間：約50分) | |
| | | ハノーファー空港 | 23:05 | 専用車 | 空港到着後、入国検査・荷物受取 ホテルへ移動 | 夕：機内 |
| | | ウォルフスブルク | 01:00 | | ホテルへチェックイン (ウォルフスブルク泊) | |
| 2 | 9/17 (日) | ウォルフスブルク | 11:00 | 専用車 | 視察先へ ★ご提案施設：Autostadt in Wolfsburg等 施設内にて昼食 | 朝：○ 昼：○ |
| | | | 夜 | 専用車 | ★夕食会 (ウォルフスブルク泊) | 夕：○ |
| 3 | 9/18 (月) | ウォルフスブルク | | 列車 | ドイツ新幹線ICEにて、 ウォルフスブルク ⇒ ハノーファー (所要時間：約1時間) ※初日は添乗員よりご案内いたします。 | 朝：○ |
| | | ハノーファー | 終日 | | 【EMO視察】 (Opening Hour 9:00~18:00) | 昼：— 夕：— |
| | | ウォルフスブルク | | 列車 | 各自ドイツ新幹線ICEにて、 ハノーファー ⇒ ウォルフスブルク (ウォルフスブルク泊) | |
| 4 | 9/19 (火) | ウォルフスブルク | 午前 | 列車 | 各自ドイツ新幹線ICEにて、 ウォルフスブルク ⇒ ハノーファー (所要時間：約1時間) | 朝：○ |
| | | ハノーファー | 午後 | | 【EMO視察】 (Opening Hour 9:00~18:00) | 昼：— |
| | | ウォルフスブルク | 18:00 | 専用車 | ★夕食会 | 夕：○ |
| | | | | 列車 | 各自ドイツ新幹線ICEにて、 ハノーファー ⇒ ウォルフスブルク (ウォルフスブルク泊) | |
| 5 | 9/20 (水) | ウォルフスブルク | 午前 | 列車 又は 専用車 | ホテルをチェックアウトしてドイツ新幹線ICE又は専用車にて、 ウォルフスブルク ⇒ ハノーファー | 朝：○ |
| | | ハノーファー | 午後 | | 【EMO視察】 (Opening Hour 9:00~18:00) | 昼：— |
| | | ニュルンベルク | 夕方 | | ドイツ新幹線ICE又は専用車にて、 ハノーファー ⇒ バート・キッシンゲン又ニュルンベルク (所要時間：約3~4時間) ホテルへチェックイン (バート・キッシンゲン又はニュルンベルク泊) | 夕：未定 |
| 6 | 9/21 (木) | ニュルンベルク 又は バート・キッシンゲン | 08:30 | 専用車 | シーメンス社へ Bad Nereberg工場 (モーター工場) 訪問 シーメンス社ご昼食 ニュルンベルク市内観光 | 朝：○ 昼：○ |
| | | ニュルンベルク | 19:00 | | シーメンス社ご夕食会 | 夕：○ |
| | | | 21:30 | | ホテル着 (ニュルンベルク泊) | |
| 7 | 9/22 (金) | ニュルンベルク | 08:30 | 専用車 | シーメンス社へ Erlangen工場 (CNC及びドライブ装置 製造工場) 訪問 シーメンス社ご昼食 | 朝：○ 昼：○ |
| | | インゴシュタット | 14:30 | | アウディミュージアム見学 市内観光後、ザルツブルク | 夕：— |
| | | ザルツブルク | 19:00 | | ホテルへチェックイン (ザルツブルク泊) | |
| 8 | 9/23 (土) | ザルツブルク | 終日 | 専用車 | 【想定】 ケールシュタインハウス/ザルツブルク城 フェアウェルパーティー (ザルツブルク泊) | 朝：○ 昼：— 夕：○ |
| 9 | 9/24 (日) | ホテル | 8:00 | 専用車 | チェックアウトの後、ミュンヘン空港へ ————— 時差+7時間 ————— | 朝：○ 昼：— 夕：機内 |
| | | ミュンヘン空港発 | 13:00 | LH714 | 空路、羽田空港へ移動 (所要時間：12時間10分) (機中泊) | |
| 10 | 9/25 (月) | 羽田空港着 | 08:10 | | 空港到着後、解散 ～お疲れ様でした～ | 朝：機内 |

【視察回コース シーメンス社訪問スケジュール】

今後変更となる場合もございますが、下記内容にて想定しております。

9/21 (木) 「Bad Neustadt工場 (モータ工場)」訪問

9:00 工場到着
9:30 工場内ガイドツアー
10:30 工場内特設会場におけるDX(Digital Transformation)に関するプレゼンテーション
12:00 工場内食堂にて昼食

9/22 (金) 「Erlangen工場 (CNCおよびドライブ装置 製造工場)」訪問

9:30 工場到着
10:00 工場内ガイドツアー
11:00 工場内特設会場におけるDX(Digital Transformation)に関するプレゼンテーション
12:00 工場内食堂にて昼食

ご旅行条件

| 名称 | 日本工作機械輸入協会 EMO2023視察団 | | | | | | | | |
|----------------|---|---------------------|--|----------------|--------|--------|------|-------------------|---------------------|
| 旅行期間 | 見本市コース 2023年9月16日(土)～9月22日(金)7日間 視察回コース 2023年9月16日(土)～9月25日(月)10日間 | | | | | | | | |
| 募集人員 | 見本市コース 定員20名(最少催行人員10名) 視察回コース 定員30名(最少催行人員15名) | | | | | | | | |
| 添乗員 | 添乗員が同行いたします。(1名) | | | | | | | | |
| 利用航空会社 | ルフトハンザドイツ航空 | | | | | | | | |
| ご旅行代金 | <table border="1"><thead><tr><th>ご旅行代金(大人おひとり様)</th><th>見本市コース</th><th>視察回コース</th></tr></thead><tbody><tr><td>1名1室</td><td>700,000円～900,000円</td><td>850,000円～1,050,000円</td></tr></tbody></table> <p>※燃油特別付加運賃、各地空港諸税はご旅行代金に含まれておりません。 燃油サーチャージ/空港諸税：見本市コース 約97,690円 視察回コース 約99,490円 ※渡航手続き代行料：4,400円 ※ビジネスクラスへのアレンジも可能でございます。 (2023年4月18日現在)</p> <p>【ご料金に関して】 ご旅行代金高騰により例年の旅行形態とは異なります為、ご参加人数によってバス代金等の頭割りが変わってまいります。そのためご旅行代金が募集段階では確定しておりません。 料金確定はご参加者人数が確定してからとなりますので5月頃を目安にご参加者様へご案内させていただきます。</p> <p>～2019年参考価格～ ○見本市コース(シングル利用) 513,000円 ○視察回コース(シングル利用) 693,000円 航空券/現地ホテルの高騰および円安の影響により代金が上がっております。</p> | | | ご旅行代金(大人おひとり様) | 見本市コース | 視察回コース | 1名1室 | 700,000円～900,000円 | 850,000円～1,050,000円 |
| ご旅行代金(大人おひとり様) | 見本市コース | 視察回コース | | | | | | | |
| 1名1室 | 700,000円～900,000円 | 850,000円～1,050,000円 | | | | | | | |
| お申込み条件 | 3回目のワクチン接種を完了し、ワクチン接種証明書のご用意が可能な方(2023年4月18日現在) | | | | | | | | |
| 申し込み方法 | 4月以降お申込みを受付させていただきますので改めてご案内をいたします。 お申込みは「JTB OASYS」というサイトを利用してとなります。 | | | | | | | | |
| 旅行代金の振込 | ご出発前にご入金を頂きます。 お支払いに関しましては改めてご案内をさせていただきます。 | | | | | | | | |
| 旅行代金に含まれるもの | ①ご旅行日程に明示した航空運賃(エコノミークラス利用) ②ご旅行日程に明示した移動時の専用車及びガイド料金 ③ご旅行日程に明示した宿泊地におけるホテルの宿泊料金及び税サービス料金 ④お一人様23kgまでの手荷物運賃 ⑤ご旅行日程に明示した食事代金 ⑥添乗員同行費用 ⑦見本市入場券 | | | | | | | | |
| 旅行代金に含まれないもの | ①渡航手続き関係諸費用(旅券印紙代等) ②任意の海外旅行保険代 ③日本国内におけるご自宅から発着空港等集合・解散時点までの交通費・宿泊費 ④クリーニング代、電話代、飲食代等個人的性質の諸費用及びこれらに伴う税・サービス料 ⑤超過手荷物運搬料金 ⑥燃油特別付加運賃 ⑦国内・海外空港諸税 ⑧渡航手続き代行料(4,400円) ⑨ビジネスクラス追加代金(お問い合わせください) | | | | | | | | |
| | 【コロナウイルス対策関連費用】 ①海外旅行保険 | | | | | | | | |
| ご注意事項 | 日程は現時点のご案内となりますので、今後変更となる場合もございます。 また、ご利用の便のスケジュール変更が発生する場合もございます。 ご了承くださいませ。 | | | | | | | | |

【補足説明】

【契約に関して】

コロナウイルス感染等のリスク回避といたしまして、JTBより条件書をお渡しさせていただきます。

こちらを持ちまして、本ツアーへの参加契約とさせていただきます。

万が一、現地にてコロナウイルス感染等がございました場合も日本工作機械輸入協会およびJTBとしての責任を負いかねます。

別途、海外旅行保険のご案内をさせていただきます。

※コロナウイルスの治療費の保険適用可否は申請後の判断となります。

保証を確約するものではございませんのでご了承のほどお願いいたします。

【金額に関するご案内】

例年は募集企画型旅行として参加人数にかかわらず、ご旅行料金を確定してから募集を募っていましたが、

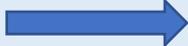
本年度は受注型企画旅行としてご参加される人数に合わせたご旅行代金をご提示させていただきます。

ツアーに参加される全員が共通でご利用頂きますバス/ガイド/通訳/添乗員の費用を参加人数にて頭割りをさせていただきます。そのため本年度の料金は参加人数によって価格変動型となっております。

例) 募集型企画旅行

EMOツアー
総額 100万円

最少催行人数を10名と仮定



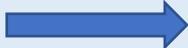
EMOツアー
1名当り 10万円

参加者が20名だったとしても
参加人数にかかわらず価格は固定

受注型企画旅行

EMOツアー
総額 100万円

実際の参加人数で頭割り



EMOツアー
1名当り 5万円

参加者が20名だった場合は
総額÷参加人数=1名当り代金

本年度のご旅行代金は例年より高騰しておりますが大きな要因といたしましては以下4つになります。

①航空券代金の高騰（団体航空券にてお安くご用意しておりますが、現在航空券代金は高騰しております。）

②ホテル代金の高騰

③円安

④航空機のスケジュールにより、例年に比べ旅行日数が1日長くなっております。

※旅行回復により、日本含め世界各国でホテル/航空券代金の高騰が進んでおります。

【参加希望集約および本登録に関して】

海外旅行に必要な個人情報管理の観点より、従来のFAXでのお申込みからWEBサイトへ変更させていただきます。つきましては、今回はJTBの専用サイト「JTB OASYS」をご利用いただきます。

集約期間は**4/24（月）00:00～5/22（月）23:59**までとさせていただきます。

参加希望集約終了後の5/22（月）以降、参加確定のご連絡をさせていただきます。

ご参加確定いたしましたら、再度「JTB OASYS」より本登録を頂きますのでご協力のほどよろしくお願いいたします。

問い合わせ先

株式会社 J T B ビジネスソリューション事業本部 第二事業部 営業第二課
赤津 美穂 AKATSU MIHO
〒163-0426 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビルディング26階
TEL:03-5909-8102
E-MAIL:m_akatsu004@jtb.com

受注型企画旅行取引条件説明書面・契約書面（海外版）

前掲又は後日お渡しする旅行条件書、ご旅程表（併せて「企画書面」といいます。）
及びこの書面は、旅行契約が成立した場合の契約書面の一部となります。
（旅行業法第12条の4による取引条件説明書面、旅行業法第12条の5による契約書面）

1. 受注型企画旅行契約

「受注型企画旅行契約」（以下単に「契約」といいます。）とは、当社がおお客様の依頼により、旅行の目的地及び日程、お客様が提供を受けることができる運送等サービスの内容並びにお客様が当社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより旅行を実施する旅行契約をいいます。

2. 契約の申込

- （1）当社がお客様に交付した企画の内容に関し契約を申し込もうとするお客様は、当社所定の申込書に所定の事項を記入の上、当社が別に定める金額の申込金とともに当社に提出していただきます。
- （2）当社と通信契約を締結しようとするお客様は、前項の規定にかかわらず、会員番号を当社に通知しなければなりません。
- （3）当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から、旅行申し込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなします。
- （4）契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。
- （5）当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
- （6）当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。
- （7）健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障がい者補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）をお連れの方その他特別な配慮を必要とする方は、上記（4）の期日までのできるだけ早い機会に、参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出下さい。（旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちにお申し出ください。）あらかじめ当社からご案内申し上げますので、旅行中に必要となる措置の内容を具体的にお申し出ください。
- （8）前号のお申し出を受けた場合、当社は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客様の状況及び必要とされる措置についてお伺いし、又は書面でそれらを申し出ていただくことがあります。
- （9）当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部について内容を変更すること等を条件とすることがあります。また、お客様からお申し出いただいた措置を手配することができない場合は旅行契約のお申し込みをお断りし、又は旅行契約の解除をさせていただくことがあります。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客様の負担とします。
- （10）お客様がご旅行中に疾病、その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、必要な措置をとらせていただきます。これにかかる一切の費用はお客様のご負担となります。

3. 契約締結の拒否

当社は、次に掲げる場合において、契約の締結に応じないことがあります。

- （1）お客様が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき。
- （2）通信契約を締結しようとする場合であって、お客様がお持ちのクレジットカードが無効である等、旅行代金に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないとき。
- （3）お客様が暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明したとき。
- （4）お客様が当社に対して暴力的又は不当な要求行為、脅迫的な言動や暴力を用いる行為などを行ったとき。
- （5）お客様が風説を流布し、偽計や威力を用いて当社の信用を棄損又は業務を妨害する行為などを行ったとき。
- （6）当社の業務上の都合があるとき。

4. 契約の成立時期

- （1）契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受理したときに成立します。
- （2）当社は、契約責任者と契約を締結する場合、書面による特約をもって、申込金の支払を受けることなく、契約の申し込みを受けことがあります。
この場合、契約の成立時期は、当該特約書面を交付したときに成立いたします。
- （3）申込金は、旅行代金、取消料、その他お客様が当社に支払う金銭の一部に充当します。
- （4）通信契約は、（1）の規定にかかわらず、お客様の申し込みを受けて、当社が当該申し込みを承諾する旨の通知がお客様に到達した時に成立するものとします。

5. 契約書面の交付

- （1）当社は、契約の成立後速やかに、お客様に、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面を交付します。
- （2）契約書面を交付した場合において、当社が契約により手配し、旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、（1）の契約書面に記載するところによります。

6. 確定書面

- （1）契約書面において、確定された旅行日程及び利用予定の宿泊機関及び表示上必要な運送機関名称を記載できない場合には、当該契約書面において利用予定の宿泊機関及び表示上必要な運送機関の名称を列挙した上で、当該契約書面の交付後、旅行開始日の前日（旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降に契約の申し込みがなされた場合にあっては、旅行開始日）までに、これらの確定状況を記載した確定書面を交付します。
- （2）前項の場合において、手配状況の確認を希望するお客様からの問い合わせがあったときは、確定書面の交付前であっても、当社は、可能な限り迅速かつ適切にこれに回答します。
- （3）確定書面を交付した場合には、当社が手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該確定書面に記載するところに特定されます。

7. 旅行代金の支払時期と旅行代金の変更

- (1) 旅行代金の額は、受注型企画旅行の企画書面に記載します。旅行代金は、旅行出発日までの当社が定める期日までにお支払ください。
- (2) 利用する運送機関の運賃・料金が企画書面に記載した基準日において有効な公示されている適用運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて改定された時は、その差額だけ旅行代金を増額又は減額することがあります。当社は、旅行代金を増額する場合は旅行出発日の前日から起算してさかのぼって15日に当たる日より前に通知するものとし、この場合お客様は、旅行開始日前に企画料金又は取消料を支払うことなく、契約を解除することができます。適用運賃・料金が減額された場合は、その差額だけ旅行代金を減額します。
- (3) 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合において、契約成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更となったときは、契約書面に記載したところにより旅行代金の額を変更することがあります。

8. 契約内容の変更

- (1) お客様から契約内容の変更の求めがあったときは、当社は可能な限りお客様の求めに応じます。この場合、当社は旅行代金を変更することがあります。
- (2) 当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社に關与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の關与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他、旅行契約の内容を変更することがあります。但し、緊急の場合においてやむを得ないときは、変更後に理由を説明いたします。

9. お客様の交替

- (1) お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡すこと、又は、構成員の変更を行うことができます。この際、当社の定める交替に要する手数料をいただきます。(既に航空券を発行している場合、別途再発券に関わる費用を請求する場合があります。)
- (2) 当社は、(1)にかかわらず、利用運送機関・宿泊機関等がお客様の交替に応じない等の理由により、交替をお断りする場合があります。

10. 旅行契約の解除

- (1) お客様から企画料金又は取消料をいただく場合
お客様は、企画書面記載の企画料金又は取消料を支払って、旅行契約を解除することができます。
当社の責任とならないローンの手続等の事由によるお取り消しの場合も記載の企画料金又は取消料をいただきます。
お客様が、3(3)(4)(5)のいずれかに該当することが判明したときは、当社は旅行契約を解除することができます。その場合、企画書面記載の企画料金又は取消料をいただきます。
- (2) お客様から企画料金又は取消料をいただかない場合
お客様は次に掲げる場合において、旅行開始前に企画料金又は取消料を支払うことなく、契約を解除することができます。
旅行契約内容が変更されたとき。但し、その変更が第14頁の表左欄に掲げるものその他重要なものである場合に限り
ます。
7(2)により旅行代金が増額されたとき
天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は、不可能となるおそれが極めて大きいとき
当社がお客様に対し、期日までに確定書面を交付しなかったとき
当社の責に帰すべき事由が生じた場合において契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき
旅行開始後において、お客様の責に帰すべき事由によらず契約書面に記載した旅行サービスを受領することができなくなったとき又はその旨を告げたとき。但し、当該事由が当社の責に帰すべき事由によらない場合には、旅行代金のうち旅行サービスを受領することができなくなった部分に係る金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。

11. 添乗サービス

- (1) 当社は、お客様のご依頼により原則として下記の添乗サービス料金を申し受けたくうえで、添乗サービスを提供いたします。なお、添乗サービス料金とは別に、添乗員が同行するために必要な交通費、宿泊費等の実費を別途申し受けます。

添乗サービス料金(添乗員1名1日あたり): 60,000円(消費税別)

- (2) 添乗員の業務は、原則として8時から20時とさせていただきます。
- (3) 添乗員が同行しない場合、現地ガイド、現地あつ旋員が、旅行を円滑に実施するために必要な業務を行う場合があります。
- (4) 添乗員が同行せず、かつ、現地ガイド・現地あつ旋員がいない場合、旅行サービスの提供を受けるための手続きは、お客様ご自身で行っていただく場合があります。

12. 当社の責任

- (1) 当社は、当社又は当社の手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えた場合は、当該損害を賠償します。但し、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限りです。
- (2) お客様が、以下に例示するような当社又は当社の手配代行者の關与し得ない事由により損害を被ったときは、当社は、(1)の場合を除き、当該損害を賠償する責任を負うものではありません。
天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止 運送・宿泊機関等の事故、火災により発生する損害 運送・宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止 官公署の命令、外国の出入国規制、伝染病による隔離又はこれらによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止 自由行動中の事故 食中毒 盗難 運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮
- (3) 当社は、手荷物について生じた損害については、損害発生の日から起算して21日以内に当社に対して通知があったときに限り、お客様1名につき15万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。)として賠償します。

13. 特別補償

当社は、お客様が当旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により、その身体、生命又は手荷物上に被った一定の損害について、当社旅行業約款特別補償規程により、以下の金額の範囲において、補償金又は見舞金を支払います。

- ・ 死亡補償金：2500万円
- ・ 入院見舞金：4～40万円
- ・ 通院見舞金：2～10万円
- ・ 携行品損害補償金：お客様1名につき～15万円（但し、補償対象品1個又は1対あたり10万円を限度とします。）

当該旅行日程において、お客様が当社の手配に係る旅行サービスの提供を一切受けない日が定められている場合において、その旨及び当該日に生じた事故による生命、身体又は手荷物の損害については、補償金及び見舞金の支払が行われない旨について契約書面に明示したときは、当該日は「旅行参加中」とはいたしません。

14. 旅程保証

旅行日程に下表に掲げる変更が行われた場合は、当社旅行業約款受注型企画旅行契約の部の規定により、その変更の内容に応じて旅行代金に下表に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。但し、一旅行契約について支払われる変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とします。また、一旅行契約について支払われる変更補償金の額が1,000円未満の場合は、変更補償金は支払いません。

| 変更補償金の支払いが必要となる変更 | 一件あたりの率（%） | |
|--|------------------|----------------|
| | 旅行開始日前日までに通知した場合 | 旅行開始日以降に通知した場合 |
| 契約書面または確定書面に記載した旅行開始日または旅行終了日の変更 | 1.5 | 3.0 |
| 契約書面または確定書面に記載した入場する観光地または観光施設（レストランを含みます）その他旅行目的地の変更 | 1.0 | 2.0 |
| 契約書面または確定書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更（変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面又は確定書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りです。） | 1.0 | 2.0 |
| 契約書面または確定書面に記載した運送機関の種類又は会社名（等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合を除きます）の変更 | 1.0 | 2.0 |
| 契約書面または確定書面に記載した旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更 | 1.0 | 2.0 |
| 契約書面または確定書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更 | 1.0 | 2.0 |
| 契約書面または確定書面に記載した宿泊機関の種類又は会社名の変更（当社が宿泊機関の等級を定めている場合であって、変更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます。） | 1.0 | 2.0 |
| 契約書面または確定書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備又は景観その他客室の条件の変更 | 1.0 | 2.0 |

注1：1件とは、運送機関の場合1乗車毎に、その他サービスの場合1該当事項毎に1件とします。

注2： に掲げる変更が1乗車船又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船又は1泊につき1変更として取り扱います。

注3： に掲げる運送機関が宿泊施設の利用を伴う場合、1泊につき1件として取り扱います。

注4： 運送機関の会社名の変更 宿泊機関の名称の変更については、運送・宿泊機関そのものの変更に伴うものをいいます。

注5： 運送機関の会社名の変更については、等級又は設備のより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

注6： 宿泊機関の等級は、旅行契約締結の時点で契約書面に記載しているリスト、若しくは当社のウェブページで閲覧に供しているリストによります。

* 以下に掲げる事由による変更の場合は、変更補償金は支払いません。

- a 天災地変 b 戦乱 c 暴動 d 官公署の命令 e 運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止
- f 当初の運行計画によらない運送サービスの提供 g 旅行参加者の生命又は安全確保のため必要な措置
- h お客様のお申し出による変更

15. お客様の責任

- (1) お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は、損害を賠償しなければなりません。
- (2) お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他企画旅行契約内容について理解するよう努めなければなりません。
- (3) お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに添乗員、現地ガイド、あつ旋員、旅行サービス提供機関及び当社にその旨を申し出なければなりません。
- (4) 旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに別途お知らせする連絡先又は当社にご通知ください。(もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。)

16. 旅券・査証について

- (1) 現在お持ちの旅券が今回の旅行に有効かどうかの確認、旅券・査証取得は旅行の出発までにお客様の責任で行ってください。
- (2) 渡航先の国又は地域によって旅券に有効残存期間を必要とする場合や査証を必要とする場合があります。契約書面の記載内容をご確認ください。

17. 衛生情報について

渡航先の衛生状況については、厚生労働省検疫感染症情報ホームページ：<http://www.forth.go.jp/>でご確認ください。

18. 海外危険情報について

渡航先(国又は地域)によっては、外務省海外危険情報等、国・地域の渡航に関する情報が発出されている場合があります。お申し込みの際に当社より「海外危険情報に関する書面」をお渡しします。なお、契約後ご出発までの間に、該当の国・地域に危険情報が発出される場合があります。極力お客様にはその旨ご案内しますが、都合によりご案内できない場合に備えまして、ご出発に際し、お客様ご自身で海外安全ホームページをご確認ください。また、旅行日程・滞在先・連絡先などを登録すると、滞在先の最新の危険情報や緊急時の連絡メール等を受け取れる外務省のシステム「たびレジ」<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>へのご登録をお勧めします。

19. 渡航先で危険情報が発出された場合の旅行

旅行のお申し込み後、旅行の目的地に危険情報が発出された場合には、当社は、旅行契約の内容を変更し又は解除することがあります。外務省「海外危険情報」が「レベル2：不要不急の渡航は止めてください」以上の危険情報が発出された場合は、当社は原則として旅行の実施を中止する場合があります。その場合は、旅行代金を全額返金します。但し、当社が安全に対し適切な措置が取れると判断して、旅行を実施する場合があります。この場合にお客様が旅行を取りやめられるときは、当社は所定の企画料金又は取消料をいただきます。

20. お買い物案内について

お客様の便宜をはかるため、観光中・送迎中にお土産物店にご案内することがあります。当社では、お店の選定には万全を期しておりますが、購入の際には、お客様ご自身の責任でご購入ください。当社では、商品の交換や返品等のお手伝いはいたしかねますので、トラブルが生じないよう商品の確認及びレシートを受け取りなどを必ず行ってください。免税の払い戻しがある場合は、ご購入品を必ず手荷物としてお手元にご用意いただき、その手続きは、お土産店・空港において手続き方法をご確認のうえ、お客様ご自身の責任で行ってください。ワシントン条約又は国内諸法令により日本へ持込が禁止されている品物がございますので、ご購入には十分ご注意ください。

21. 海外旅行保険の加入について

ご旅行中、病気・けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難である場合があります。これらを担保するため、お客様 yourself で十分な額の海外旅行保険に加入することをお勧めします。海外旅行保険については、担当者にお問合せください。

22. 個人情報の取扱について

- (1) 当社は、旅行申込みの受付に際し、所定の項目についてお客様の個人情報を取得いたします。お客様が当社にご提供いただく個人情報の項目をご自分で選択することはお客様の任意ですが、全部または一部の個人情報を提供いただけない場合であって、お客様との連絡、あるいは旅行サービスの受け取りなどを必ず行ってください。免税の払い戻しがある場合は、ご購入品を必ず手荷物としてお手元にご用意いただき、その手続きは、お土産店・空港において手続き方法をご確認のうえ、お客様ご自身の責任で行ってください。ワシントン条約又は国内諸法令により日本へ持込が禁止されている品物がございますので、ご購入には十分ご注意ください。
- (2) 当社は、前号により取得した個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内、当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き上必要な範囲内、並びに旅行先の土産物店等のお客様のお買い物等の便宜のために必要な範囲内でお申込みいただいた最終旅程表に記載された運送機関・宿泊機関等及び保険会社、土産物店に対し、前号により取得した個人情報及び搭乗される航空便名に係る個人データを、予め電子的方法等で送付することにより提供いたします。その他、当社は、当社及び当社の提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内、旅行参加後のご意見や感想の提供のお願い、アンケートのお願い、特典サービスの提供、統計資料の作成に、お客様の個人情報を利用させていただくことがあります。
- (3) 当社は、旅行中に疾病・事故等があった場合に備え、お客様の旅行中の連絡先の方の個人情報をお伺いしています。この個人情報は、お客様に疾病等があった場合で連絡先の方へ連絡の必要があると当社が認めた場合に使用させていただきます。お客様は、連絡先の方の個人情報を当社に提供することについて連絡先の方の同意を得るものとします。
- (4) 当社は、手配代行業務、旅行添乗業務、空港等でのあつ旋サービス業務等において、本項(1)により取得した個人情報を取扱う業務の一部または全部を他社へ委託することがあります。この場合、当社は当該委託先企業を当社基準により選定し、秘密保持に関する契約を交わした上で個人情報を預託いたします。
- (5) 当社は、当社が保有するお客様個人データのうち、氏名、住所、電話番号又はメールアドレスなどのお客様への連絡に当たり必要となる最小限の範囲のものについて、当社のグループ企業との間で共同して利用させていただきます。当該グループ企業は、それぞれの企業の営業案内、お客様のお申込の簡素化、催し物内容等のご案内、ご購入いただいた商品の発送のために、これを利用させていただくことがあります。なお、お客様の個人データの開示・訂正・削除のお申出窓口、お客様の個人データを共同利用する当社グループ企業の名称及び個人データの管理を行っている当社グループ企業については、株式会社JTBのホームページ(<http://www.jtbcorp.jp/jp/privacy/>)をご参照ください。
- (6) 当社は、お客様より利用目的の通知、開示、訂正、追加、削除、利用停止、消去、第三者提供の記録の請求があった際には、速やかに対応するものとします。

23. 約款準拠

本旅行条件説明書面に記載のない事項は、当社旅行業約款受注型企画旅行契約の部に定めるところによります。当社旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。